

試験日	11月27日(日) 13時～15時 (試験の一部免除者は除く)
試験地	札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡・那覇とその周辺地域
受験資格	特になし(登録に際しては規制あり)
受験手数料	9,400円
合格者発表	来年1月中旬に合格者の氏名・受験番号を官報で公告、マンション管理センターから本人あてに合否通知書を送付するほか、同センターホームページで合格者の受験番号を掲載
試験実施機関	(財) マンション管理センター
受験申込案内書	8月1日からマンション管理センターおよび都道府県・政令指定都市のマンション管理行政担当課窓口で配布
申し込み手続き	申し込み受付期間…9月1日～9月30日(当日消印有効) 申し込み方法…受験手数料を納付し、受験申込書類をマンション管理センターに郵送する
主な受験案内 ・申込書の入手先	(財) マンション管理センター 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-5-5 岩波書店一ツ橋ビル 7階 ☎03-3222-1611 (試験案内専用電話)  ◇北海道支部 〒060-0001 札幌市中央区北一条西2-9 オーク札幌ビル4階 ☎011-208-9116  ◇名古屋支部 〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-2-15 東照ビル2階 ☎052-219-0656  ◇大阪支部 〒541-0042 大阪市中央区今橋2-3-21藤浪ビル3階 ☎06-4706-7560  ◇福岡支部 〒802-0085 北九州市小倉北区吉野町13-1-106 ☎093-932-7058
出題に係る法令等	平成23年4月1日時点で施行されている法令等

**マンション  
管理士試験** 9月1日から申込受付

平成二十三年マンション  
管理士試験の実施概要が六  
月三日、官報で公表され  
た。試験期日は平成二十三  
年十一月二十七日午後一時  
福岡・那覇の各市と周辺地  
域で行う。受験手数料は九  
千四百円。

試験は東京都・札幌・仙  
台・名古屋・大阪・広島・  
福岡・那覇の各市と周辺地  
域で行う。受験手数料は九  
千四百円。

受験案内書は八月一日か  
らのダウンロードも可  
能。

受験申し込み期間は九  
月三日から九月三十日まで。  
合格発表は来年一月中  
旬、合格者氏名等を官報で  
公告。センターホームページ  
でも合格者の受験番号を  
掲載。合否通知書も送付す  
る。

◆

判決が三月二十九日、東京  
高裁であつた。園尾隆司裁判長は原告請  
求を棄却した一審判決を支  
持し、管理組合の控訴を棄  
却した(本紙平成二十三年  
一月五日付・第8260号参  
照)。

申込受付開始 検定試験  
一般社団法人マンション  
管理員検定協会(事務局東  
京、日下部理総理事長)は  
六月六日から第一回マンシ  
ョン管理士試験を開催する。  
申込期間は八月十九日  
まで。

試験は九月二十五日午後  
二時から四時まで。札幌・  
仙台・東京・大阪・福岡の  
全国五会場で実施。四肢  
一式五十問。受験料八千九  
百円。合否は十月月中旬発表  
予定。合格者には合格証が  
発行される。

同試験は管理員業務を的  
確に理解した質の高い管理  
員の増加等が目的。受付開  
始から四日間で約二百件の  
願書請求があり、「マンシヨ  
ンだけでなく、ビルメンテ  
ナンス系の管理会社からの  
団体申し込みも増えそう」  
(日下部理事長)という。

受験案内は同協会ホームページ  
からダウンロードで  
発行される。七月中旬に公式問題  
集を発売予定。問い合わせ  
は協会代表☎03(六三  
二)一六二〇まで。

# 管理組合敗訴で確定 契約電力義務違反認めず

を、入居後、管理組合が一  
額分約二百七十五万円と合  
意で六〇〇キロで電力会社  
と需給契約。結果的に契約  
変更が契約条項上「需給開  
始から一年未満の電力減少  
項(契約取り消し)に基づ  
き過大電力部分の契約取り  
消しや、同法九条等による  
不利益返還または損害賠  
償、その他被告の管理会社  
負担した。

組合は契約変更に伴う減  
免、その他の被告の管理会社  
を、入居後、管理組合が一  
額分約二百七十五万円と合  
意で六〇〇キロで電力会社  
と需給契約。結果的に契約  
変更が契約条項上「需給開  
始から一年未満の電力減少  
項(契約取り消し)に基づ  
き過大電力部分の契約取り  
消しや、同法九条等による  
不利益返還または損害賠  
償、その他被告の管理会社  
負担した。

二審の園尾裁判長は「消  
費者契約法の定義に明ら  
か」として、管理組合は消  
費者に該当しないと指摘。  
一審同様、当初の契約電力  
超過性等や、管理会社等  
に対する注意義務違反も否  
定し、控訴を棄却した。判  
決は確定している。